

## 市スポーツセンター 休止のお知らせ

市スポーツセンターでは、施設の改修工事のため、次の期間、多目的室と会議室以外の利用を休止します。

とき

2月22日(木)～3月16日(金)

問合せ

市スポーツセンター  
(太田大甕スポーツクラブ)  
☎228951

## オカリナ教室

市では、原町バラエティ講座「オカリナ教室」を開講します。

初心者から経験者まで、皆さんと一緒にオカリナの音色を楽しみませんか。

とき

2月23日(金)10時～正午

ところ

原町生涯学習センター  
「サンライフ南相馬」

講師

ライリッシュオカリナ連盟  
相馬支部員

持参物 オカリナ

※持っていない方には貸し出し

します。

申込期間  
2月5日(月)～2月19日(月)

申込方法 窓口または電話

申込先・問合せ

原町生涯学習センター  
☎245322



## いやしの時間の 演出講座

市では「いやしの時間の演出講座」を開講します。

肌の見えない汚れを吸着するクレイパック、スキンケア向けアロマとグリセリンでつくる「ハンガリー王妃の若返り水(化粧水)」、すべすべしつとりアロマせっけんの3点を作ります。

とき

2月24日(土)10時～正午

ところ

石神生涯学習センター

講師

アロマセラピスト  
小林 香代子氏

定員 10人(先着順)

参加費 1,500円(材料代)

持参物 手拭き用タオル

申込方法 窓口または電話

申込先・問合せ

石神生涯学習センター  
☎233421

## 生涯学習まちづくり 出前講座

### 市民ボランティア 講師募集中

市では、生涯学習まちづくり出前講座のボランティア講師を随時募集しています。



▲茶道教室の様子

約50人が登録し、集会や行事などで活躍しています。

講師は自薦他薦を問いません。気軽にお問い合わせください。

問合せ 文化スポーツ課

☎245249

## 市レクリエーション協会 講演会

市レクリエーション協会では、講演会を開催します。

とき

2月14日(水)13時30分～15時

ところ

南相馬元気モール  
(南相馬ジャスマール内)

講師

上智大学教授 日本フライングディスク協会長

師岡 文男氏

演題

東京オリンピック・パラリンピックとレクリエーション

そして地方活性化

定員 50人(先着順)

申込先・問合せ

文化スポーツ課  
☎245219

## 県文化振興財団 助成金の申請受け付け

公益財団法人県文化振興財団では、地域の文化活動を支援するため、平成30年度分の助成申請を受け付けています。

受け付けは平成30年度分から、年1回となりますのでご注意ください。

対象事業

成果発表事業、発表会などへの参加事業、被災者文化活動支援事業等、文化財の保護事業、文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業など

対象期間

4月1日から平成31年3月31日までに終わる事業

対象主体

県内に住所を置き活動の本拠を有する文化団体など

助成割合

対象経費の3分の1または2分の1、3分の2

※金額に上限有り

申込期限 2月28日(水)必着

申込先・問合せ

文化スポーツ課  
☎245249

## 市税の延滞金などの割合が変わりました

問合せ 税務課 ☎ 24 5 2 2 8

市税が納期限を過ぎて納付された場合には、延滞金が加算されます。

平成30年中（1月1日から）の延滞金と還付加算金の割合は次のとおりです。

負担を増やさないう、市税などは納期限内に納付しましょう。また、納め忘れを防ぐため、口座振替をお勧めします。

延滞金は1,000円に満たない場合や税額が2,000円未満、延滞金に100円未満の端数、税額に1,000円未満の端数があるときに、切り捨てて計算されます。

区 分		平成29年	平成30年
延滞金 割合	納期限 1か月以内	2.7%	2.6%
	納期限 1か月経過後	9.0%	8.9%
還付加算金割合		1.7%	1.6%

【計算例】納期限が平成29年6月30日の市税 8 万円を平成30年4月30日に納付した場合の延滞金額

平成29年 7月1日	8月1日	平成30年 1月1日	4月30日
2.7% (31日) 延滞金 183円	9.0% (153日) 延滞金 3,018円	8.9% (120日) 延滞金 2,340円	

計算式：税額×延滞金割合×日数÷365日  
延滞金額は 183円+3,018円+2,340円  
=5,541円≒5,500円になります。  
(100円未満端数切り捨て)

## 平成30年度 固定資産税の課税免除と減免内容

問合せ 税務課 ☎ 24 5 2 2 7

平成30年度の課税免除と減免内容が決定しましたので、お知らせします。

土地及び 家屋	区 域	内 容
	帰還困難区域	課税免除
	旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域	4分の3減免(地方税法による2分の1減額課税に加えて市税減免条例による4分の1減免)
	上記以外の区域(旧特定避難勧奨地点を含む)	通常課税
	津波による被害区域(区域を指定)	復旧が完了していない場合…全額減免 復旧し、使用可能な場合…2年度間2分の1減免

償却資産	区 域	内 容
	帰還困難区域 旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域	事業の用に供することができないものは、申請によって当該償却資産に係る固定資産税を2分の1減免

## 軽自動車の登録・検査の手続きはお早めに

問合せ 税務課 ☎ 24 5 2 2 6

3月は例年、自動車の登録・検査手続きが集中し、窓口や車検場が混雑します。

名義変更や住所変更、廃車、車検などの手続きは2月中に行うなど、早めに済ませましょう。

手続先

●原動機付自転車、小型特殊(農耕用)

市民生活部市民課 ☎ 24 5 2 3 5、小高区市民福祉課 ☎ 44 6 7 1 1、鹿島区市民福祉課 ☎ 46 2 1 1 3

●軽四輪車 軽自動車検査協会福島事務所 ☎ 050(3816)1837

●軽二輪車 全国軽自動車協会連合会福島事務所 ☎ 024(546)2577

●普通自動車、自動二輪車 東北運輸局福島運輸支局 ☎ 050(5540)2015

南相馬自家用自動車組合(☎ 23 2 8 5 0)では、手続きの代行・代書を行っています。